

漁業共済掛金補助金交付要綱

第1条 漁業経営の安定を図るため、中小漁業者に対し、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）に基づく漁業共済掛金の一部を補助することについては、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののはか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）市内に住所又は主たる事務所を有すること。
- （2）全国合同漁業共済組合が実施している法第104条に規定する漁獲共済、法第114条に規定する養殖共済（同条第3号に定めるものに限る。以下同じ。）法第125条の2に規定する特定養殖共済又は法第126条第1項に規定する漁業施設共済に加入していること。
- （3）市税を滞納していないこと。

（補助金額）

第3条 補助金の額は、前条に規定する者の漁獲共済掛金、養殖共済掛金、特定養殖共済掛金又は漁業施設共済掛金から当該漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済に係る国庫補助金及び県補助金を差し引いた額の10分の1以内において予算の範囲内で市長が定める額とする。

- 2 補助金は、共済契約ごとに、共済金額の共済限度額に対する割合が40パーセント未満のものについては、交付しないものとする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて3月31日までに市長に申請しなければならない。

- （1）漁業共済加入実績書（第1号様式）
- （2）漁業共済契約通知書の写し
- （3）漁業共済掛金領収書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

(契約の失効、解除又は無効による補助金の返還)

第5条 法第90条第2項、第91条第4項、第92条第2項又は第102条の規定により準用される商法（明治32年法律第48号）第643条の規定により当該共済契約の失効、解除又は無効による共済掛金の払戻しがなされたときは、補助金の交付を受けた者は、速やかに漁業共済払戻報告書（第2号様式）を市長に提出し、共済掛金払戻額のうち市の補助金に相当する額を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

漁業共済加入実績書

| | | | | |
|-----------|---------|--------------------|--------|---|
| 契約者名 | | | 国庫補助率 | % |
| 共済の区分 | | | 国庫補助金額 | 円 |
| 漁業の種類 | | | 県補助率 | % |
| 共済契約締結年月日 | | 年 月 日 | 県補助金額 | 円 |
| 共済責任期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | 加入者負担額 | 円 |
| 基準漁獲金額 | | 円 | 備 考 | |
| 限度額率 | | % | | |
| 共済限度額 | | 円 | | |
| 付保率 | | % | | |
| 共済金額 | | 円 | | |
| 適用掛金率 | | % | | |
| 共済掛金額 | 純共済掛金額 | 円 | | |
| | 附加共済掛金額 | 円 | | |
| | 計 | 円 | | |

第 2 号様式（第 5 条関係）

漁業共済掛金払戻報告書

| | |
|--|--------------------|
| 年 月 日 | |
| (あて先) 横須賀市長 | |
| 住所 | |
| 氏名 印 (法人にあっては、主たる所在地、名称及び代表者の氏名) | |
| <p>年度において交付を受けた漁業共済掛金補助金について、下記のとおり当該共済契約の共済掛金の払戻しを受けたので報告します。</p> | |
| 共済の区分 | |
| 漁業の種類 | |
| 共済契約締結年月日 | 年 月 日 |
| 共済責任期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 共済掛金払戻年月日 | 年 月 日 |
| 共済掛金払戻額 | 円 |
| 共済掛金払戻しの理由 | |